

# 広島県文化財保護審議会令和元年度第1回会議議事録

令和元年8月26日

広島県教育委員会

広島県文化財保護審議会令和元年度第1回会議議事録

令和元年8月26日(月)午後2時開会

午後4時23分閉会

1 出席委員(16名)

|         |        |                            |
|---------|--------|----------------------------|
| 会長      | 福本 幸夫  | (元広島市安佐動物公園園長〔前帝京科学大学教授〕)  |
| 会長職務代理者 | 安藤 福平  | (元広島県立文書館副館長)              |
|         | 秋山 伸隆  | (県立広島大学教授)                 |
|         | 上 蘭 四郎 | (笠岡市立竹喬美術館館長)              |
|         | 岡崎 環   | (元広島修道大学非常勤講師, 広島民俗学会常任理事) |
|         | 於保 幸正  | (広島大学名誉教授)                 |
|         | 岸 泰子   | (京都府立大学准教授)                |
|         | 熊原 康博  | (広島大学大学院准教授)               |
|         | 鈴木 康之  | (県立広島大学教授)                 |
|         | 鈴木 理恵  | (広島大学大学院教授)                |
|         | 福田 道宏  | (広島女学院大学准教授)               |
|         | 竹下 俊治  | (広島大学大学院教授)                |
|         | 濱田 宣   | (徳島文理大学教授)                 |
|         | 藤田 盟児  | (奈良女子大学研究院教授)              |
|         | 藤野 次史  | (広島大学総合博物館教授)              |
|         | 吉野 由紀夫 | (東和環境科学株式会社顧問)             |

2 欠席委員(5名)

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 伊藤 奈保子 | (広島大学大学院准教授)        |
| 佐竹 昭   | (広島大学名誉教授)          |
| 棚橋 久美子 | (広島国際学院大学学術研究員)     |
| 中原 ゆかり | (愛媛大学教授)            |
| 林 武広   | (広島大学名誉教授, 比治山大学教授) |

3 出席職員

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 長谷川 信男 | (広島県教育委員会事務局教育次長)     |
| 白井 比佐雄 | (広島県教育委員会事務局管理部文化財課長) |

## 広島県文化財保護審議会令和元年度第1回会議日程

日時 令和元年8月26日(月)午後2時～午後4時23分  
場所 広島県庁 東館6階 601会議室

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 広島県重要文化財の指定について
- (2) 広島県史跡の追加指定について
- (3) 広島県重要文化財の指定について(諮問)
- (4) その他

### 3 報告

- (1) 文化財の部会審議等状況について
- (2) 文化財の現地調査状況について
- (3) その他

### 4 閉会

- 福本会長 : ただ今から、「広島県文化財保護審議会」を開会いたします。  
本日の御出席の委員は、16名でございますので、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。  
では、事務局から御挨拶を頂きます。
- 教育次長 : 教育次長の長谷川でございます。  
本来であれば、教育長が出席させていただくところでございますが、出席することができませんので、私が御挨拶を申し上げます。  
委員の皆様におかれましては、まだまだ暑さが厳しい中、また、御多忙の折にもかかわらずこの会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。  
昨年7月に発生した西日本豪雨災害では、県内でも数多くの文化財が被災しました。委員の皆様には、被災状況の現地確認や復旧方針についての御指導・御助言を始めとして、文化財の災害対応に御尽力賜りましたことを心より御礼申し上げます。県教育委員会といたしましては、一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き御協力をお願い申し上げます。  
また、本年4月には、文化財保護法が改正、施行され、地域における文化財の総合的かつ計画的な保存・活用を目的とした、文化財保存活用大綱並びに市町村による文化財保存活用地域計画の作成などが制度化されたところでございます。県教育委員会といたしましては、今回改正の趣旨を踏まえ、文化財保存活用大綱について、皆様の御意見を頂きながら着実に策定を進めるとともに、従来文化財の保存及び活用に係る取組をより一層推進し、各市町とともに地域の文化財を確実に継承してまいりたいと考えております。  
委員の皆様におかれましては、このような教育委員会の取組に対し、それぞれの御専門のお立場から、御指導・御助言を賜りますようお願い申し上げます。
- 福本会長 : さて、本日は、広島県重要文化財の指定及び広島県史跡の追加指定について御審議いただくほか、広島県重要文化財の指定などの諮問をさせていただくことなどを予定しております。長時間となりますが、委員の皆様には、十分な審議をいただきますようお願いいたします。  
本日は、よろしく願いいたします。
- 福本会長 : ありがとうございます。  
では、次に、会議の公開について取決めを行いたいと思います。  
事務局から説明してください。
- 文化財課 : 資料番号14を御覧ください。  
課長代理 : 会議の公開について、教育委員会では、附属機関等の会議の審議過程等を公開することによって、透明性の向上を図り、開かれた教育行政を推進するため、平成13年にこの規則を制定いたしました。広島県文化財保護審議会は、第1条の「附属機関等」に該当します。  
第2条第1項本文は、「会議は、公開するものとする」としてあります。  
一方、例外的に非公開とする場合がございます。同項第1号の、「広島県情報公開条例第10条に規定する不開示情報が含まれる事項を議事とする会議」、及び第2号の、「公開することにより公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる会議」、の「いずれかの会議は、その全部又は一部を非公開とするものとする」としてあります。  
広島県情報公開条例に規定する不開示情報とは、例えば、個人に関する情報、公にすることにより権利利益を害するおそれがあるものなどがございます。  
次に、第2条第2項は、「会議の公開」は、「傍聴」か「議事録の閲覧」の「いずれかの方法により行うもの」としてあります。この審議会では、これまで、「傍聴」と「議事録の閲覧」の両方で会議の公開を行ってきております。  
更に、第2条第3項は、「会議の公開の方法」又は「会議を非公開とすること」の決定は、当該附属機関等が行うものとする」としてあります。  
なお、第3条から第6条までは、会議の傍聴について定めてあります。  
本日、傍聴希望の方は1名で、別室で待機していただいておりますので、念のため申し添えさせていただきます。  
以上でございます。

- 福本会長 : ただ今説明がありましたとおり、特段の御異論がなければ、この会議を公開することとし、その方法は、傍聴及び議事録の閲覧によることとしたいと思います。
- ただし、会議次第の事項のうち、2「議題」の(1)「広島県重要文化財の指定について」及び(2)「広島県史跡の追加指定について」は、指定又は追加指定が適切であると、この審議会が広島県教育委員会に答申しても、教育委員会の会議で決定するまでは、調査審議中の案件です。
- 同様に、(3)「広島県重要文化財の指定について（諮問）」及び(4)「その他」は、本日諮問を受けてから調査又は審議を行う案件であり、会議を公開することにより事前に調査物件や審議内容が公になると、公正な調査審議に支障が生じるおそれがあります。
- また、3「報告」の(1)「文化財の部会審議状況について」は、該当部会から、調査審議継続中の案件であるとの報告を受けています。
- 同様に、(2)「文化財の現地調査状況について」のイ及びエについても、調査審議中の案件であると、事務局から報告を受けています。
- 更に、(3)「その他」のエについては、会議を公開することにより関係者に不利益を及ぼすおそれがあると、事務局から報告を受けております。
- したがって、会議次第の2の「議題」の全て並びに3の「報告」の(1)、(2)のイ及びエ、(3)のエについては、非公開が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 全員 : (異議なし)
- 福本会長 : それでは、「会議次第」の2の「議題」の全て並びに3の「報告」の(1)、(2)のイ及びエ、(3)のエは、非公開とします。
- したがって、今後の会議は、まず、3の「報告」の(2)のア及びウ～カ、(3)のア～ウを公開で行い、その後、非公開案件として、2の「議題」、3の「報告」の(1)、(2)のイ・エ、(3)のエの順番で進めていくことといたします。
- それでは、傍聴者に入室していただいでください。  
(傍聴者入室)

### 3 報告 (2) 文化財の現地調査状況について

- 福本会長 : ただ今から議事を再開します。
- それでは、3の「報告」の(2)の「文化財の現地調査状況について」に入ります。  
事務局から説明してください。
- 事務局 : 資料番号6を御覧ください。
- まず、アの「県重要文化財『寿福寺禅堂』の修理方針」について御説明します。
- 寿福寺禅堂は、平成30年7月豪雨により屋根面がき損し、雨漏りが発生したため、屋根修繕を事業内容とする平成30年度県指定文化財保存事業費等補助金を交付しました。
- その後、当初想定よりき損が進んでいることが判明し、工法の検討や資材である茅の確保に想定以上の日数を要したため、事業を今年度に繰越しております。
- この工事は、文化財的価値への影響にも関係する内容であるため、適切な保存修理が実施されるよう、建築意匠学・建築史を専門とする委員による現地調査を行うこととしておりました。
- 本年6月28日に実施した現地調査の結果は、資料のとおりです。
- 現在、現地調査での意見を踏まえ、適切な事業実施に向けて関係者と調整を進めているところでございます。

次に、3ページを御覧ください。ウの「県史跡『猪ノ子古墳』の現状変更（発掘調査）」について御説明します。

当該史跡については、墳丘内の土砂流失や石室天井石の亀裂拡大等の経年劣化が危惧されています。また、古墳の範囲が指定地外に及ぶとみられており、近接する神社の維持管理と古墳保護の調整が必要となっています。

福山市教育委員会は、墳丘内部の状態や古墳の範囲を確認するため、現状変更申請の許可後、平成31年1月21日から発掘調査を開始しました。

その後、福山市教育委員会から、発掘調査成果の確認及び指導の要請を受けたため、現地調査を実施しました。

現地調査の結果及び調査後の状況は、資料のとおりです。

福山市教育委員会では、これらの指摘内容を踏まえて、令和元年度も発掘調査を行うとともに、令和2年度以降に調査報告書の刊行と、保存対策の検討を進める予定にしています。

次に、5ページを御覧ください。オの「特別名勝「三段峡」の現状変更（災害復旧）」について御説明します。

当該名勝の現状変更（災害復旧）申請書が、広島県知事から提出されました。

現状変更の内容は、落石によりき損した橋、及び、平成30年7月の豪雨により毀損した遊歩道の復旧です。

施工方法について名勝部会所属委員に御意見を伺ったところ、全委員から了承いただきましたが、施工箇所に保護対象とすべき植物等が存在する可能性が捨てきれなかったため、植物生態学を専門とする委員の現地調査を行っていただきました。

現地調査の結果及び調査後の状況は、資料のとおりです。

現在、文化庁の現状変更許可を受け、指摘事項を踏まえて工事が行われているところでございます。

次に、6ページを御覧ください。カの「県名勝「龍頭峡」の現状変更（災害復旧）」について御説明します。

当該名勝の現状変更申請書が広島県知事から提出されました。

現状変更の内容は、平成30年7月の西日本豪雨によりき損した歩道山腹法面及び遊歩道の復旧です。

申請を受けた事務局では、許可の是非や条件等について、広島県文化財保護審議会名勝部の動物・植物・地質を専門とする委員の御意見を踏まえる必要があると判断し、現地調査を実施いただきました。

現地調査の結果及び調査後の状況については資料のとおりです。

現在、御指摘の内容を踏まえ、工事が行われているところです。

以上でございます。

福本会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。  
(なし)

### 3 報告 (3) その他

福本会長 : 次に、(3)のア「文化財の指定等について」事務局から報告してください。

事務局 : 資料番号7を御覧ください。

まず、「史跡の追加指定の答申」について御説明します。

令和元年6月21日に国の文化審議会は、府中市にある国史跡「備後国府跡」に、平成30年度の発掘調査によって「伝吉田寺跡」に関連する遺構が確認された約580㎡を追加指定するよう答申を行いました。

近く、官報告示され、追加指定が決定となる見込みです。

次に、2ページを御覧ください。「登録有形文化財（建造物）の登録の答申」について御説明します。

令和元年7月19日に国の文化審議会は、安芸高田市高宮町船木にあります、「専教寺本堂」「専教寺納骨堂」「専教寺山門」を、国の登録有形文化財（建造物）の登録原簿に登録するよう答申を行いました。近く、登録原簿に登録される予定です。

次に、3ページを御覧ください。「日本遺産の追加認定」について御説明します。

令和元年5月20日、平成29年度に日本遺産に認定された「北前船寄港地・船主集落」に、竹原市を含む6県7市町が追加認定されました。本遺産には、昨年度、呉市・尾道市が認定されており、本遺産における本県での登録は3市となりました。

以上でございます。

福本会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。  
(なし)

福本会長 : 次に、(3)のイ「平成30年7月豪雨による被災文化財の復旧状況について」事務局から報告してください。

- 事務局 : 資料番号 8 を御覧ください。  
「平成 30 年 7 月豪雨による被災文化財の復旧状況について」御報告します。  
昨年 7 月上旬に発生した豪雨災害により、広島県内の国・県指定文化財では、表に掲載していますように、14 市町で 37 件の被害がありました。  
これらの被災した文化財への対応状況につきましては、前回御説明しました 1 月から 8 件が復旧し、今年度末までに復旧予定の 6 件を含めると、27 件、73%が復旧済となる予定です。残り 10 件につきましても、復旧に向けて鋭意対応を進めております。  
引き続き、委員の皆様方の御指導・御助言を頂きながら、市町教育委員会及び所有者等と連携して、早期の復旧に向けて取り組んでまいります。  
以上でございます。
- 福本会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。  
(なし)
- 福本会長 : 次に、(3)のウ「県天然記念物の管理状況について」事務局から報告してください。  
事務局 : 資料番号 9 を御覧ください。  
「県天然記念物の管理状況について」御報告します。  
既に新聞報道がなされ、また関係する部会の委員の皆様には電子メール等でお知らせしたとおり、7 月 19 日の夜、県天然記念物「新庄の宮の社叢」の構成要素である樹木が折れ、幸い人的被害はございませんでしたが、隣接建物の損傷や敷地内工作物の倒壊などの物的被害が発生するという事故が発生しました。  
倒木の主な理由は腐食によるとみられ、敷地内には他樹木もあることから、今後、事故発生の防止や文化財の適切な維持管理を所有者や所管する市とともに確保していく必要があると考えております。  
この事故の発生を受けて、事務局では、7 月 22 日付けで、各市町文化財保護主管担当課長宛てに、各管内の文化財について、所有者に対し、樹木や構造物が倒壊するといった危険の有無について適宜確認いただくとともに、危険がある場合は、危険が解消するまでは立入禁止措置を行う等、適切な対応をとるよう促す旨の通知を発出いたしました。  
この通知発出以降、いくつかの市町から、県天然記念物の安全管理や樹勢減退の対応等に関する相談を何件か頂いています。  
今後、順次、関係する専門分野の委員の皆様には現地調査等をお願いしてまいりたいと考えておりますので、御協力の程よろしくお願い申し上げます。
- 福本会長 : ただ今の説明について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。  
(なし)
- 福本会長 : ないようですので、3 の「報告」を終わらせていただきます。  
以上で、公開の議事が終了しました。  
傍聴の方は、退室をお願いします。  
(傍聴者退室)

## 2 議題 (1) 広島県重要文化財の指定について

【以下については、非公開で議事を進めたが、令和元年 10 月 11 日の広島県教育委員会 10 月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

- 福本会長 : まず、2 の「議題」の(1)「広島県重要文化財の指定について」を審議します。  
今回の案件は、尾道市の宗教法人西郷寺から申請の「木造阿弥陀如来及び両脇侍立像」です。  
この案件は、平成 31 年 1 月 17 日付けで、広島県教育委員会教育長から広島県文化財保護審議会会長宛てに諮問がなされ、同日付けで美術工芸部会に付託したものでございます。  
この件について、美術工芸部会から御説明をお願いします。
- 上菌部会長 : 資料番号 1 を御覧ください。  
本文化財については、平成 30 年 12 月 20 日付けで宗教法人西郷寺から「木造阿弥陀三尊像」の名称で指定申請がなされ、平成 31 年 3 月 7 日及び令和元年 7 月 8 日に美術工芸部会で現地調査及び審議を行いました。

- 事務局 : まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、写真を御覧いただきます。
- 上菌部会長 : (調書案朗読)
- 上菌部会長 : (写真説明)
- 以上のことについて、美術工芸部会で審議した結果、「木造阿弥陀三尊像を広島県重要文化財に指定することは適当である。ただし、指定名称は、  
『木造阿弥陀如来及び両脇侍立像  
附 観音菩薩像内納入品  
阿弥陀如来印仏 十五枚  
勢至菩薩像内納入品  
阿弥陀如来印仏 包紙添 十一枚  
内一枚に弘安八年二月の記がある  
阿弥陀如来像内納入品 (追納)  
一、台座光背寄進状 包紙添 一通  
一、位牌 一柱』  
とする。」と判断いたしました。
- 福本会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、令和元年7月8日に美術工芸部会で慎重に審議いただき、8月22日付けで、美術工芸部会長から、当該案件は広島県重要文化財の指定が適当である旨の報告を頂いております。それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 吉野委員 : 三尊揃った写真では、両脇侍の光背が見当たりませんが、現在どのような状態でしょうか。また、光背も指定に含まれるのですか。
- 上菌部会長 : 光背は別保存としています。光背は後補と考えられますが、台座とともに指定に含まれます。
- 吉野委員 : 納入品に係る附指定の名称について、観音菩薩像内納入品、勢至菩薩像内納入品、阿弥陀如来像内納入品の順になっているのは、理由があるのですか。
- 上菌部会長 : 阿弥陀如来像内納入品は追納であるため、当初の納入品を有する観音・勢至菩薩像内納入品を先に記載しました。
- 藤田委員 : 両脇侍像の光背が指定に含まれるのであれば、指定調書に写真を掲載し、記録として残しておくのがよいと考えます。
- 上菌部会長 : 分かりました。指定調書に両脇侍像の光背の写真を追加します。
- 福本会長 : ほかに御意見、御質問はありますか。  
(なし)
- 福本会長 : ないようでしたら、木造阿弥陀三尊像を広島県重要文化財に指定することは適当である。ただし、指定名称は、指定調書案に記載のとおりとする旨答申することに、御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 福本会長 : それでは、そのように取り計らいます。  
先ほどの御意見も踏まえて、この後の事務処理は事務局が行ってください。

## 2 議題 (2) 広島県史跡の追加指定について

【以下については、非公開で議事を進めたが、令和元年10月11日の広島県教育委員会10月定例会において、追加指定することが決定されたため、公開する。】

- 福本会長 : 続いて、(2)「広島県史跡の追加指定について」を審議します。  
今回の案件は、福山市教育委員会から申請の「松本古墳」です。  
この案件は、平成31年1月17日付けで、広島県教育委員会教育長から広島県文化財保護審議会会長宛てに諮問がなされ、同日付けで史跡・埋蔵文化財部会に付託したものでございます。  
この件について、史跡・埋蔵文化財部会から御説明をお願いします。
- 鈴木(康)部会長 : 資料番号2を御覧ください。  
本文化財については、平成30年12月17日付けで福山市教育委員会から追加指定申請がなされ、平成31年3月8日及び令和元年6月21日に史跡・埋蔵文化財部会で現地調査及び審議を行いました。  
まず、事務局から調書案を朗読してください。その後、写真を御覧いただきます。



- 事務局 : (調書案朗読)  
鈴木(康)部会長 : (写真説明)
- 以上のことについて、史跡・埋蔵文化財部会で審議した結果、「広島県史跡松本古墳の追加指定は適当である。」と判断いたしました。
- 福本会長 : ただ今、御説明がありましたとおり、この件につきましては、令和元年6月21日に史跡・埋蔵文化財部会で慎重に審議いただき、同日付けで、史跡・埋蔵文化財部会長から、当該案件は広島県史跡の追加指定が適当である旨の報告を頂いております。
- それでは、この件について、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。
- 藤田委員 : 指定調書案の所見の2行目の「黒崎古墳」と5行目の「黒崎山古墳」は同一のものを指すと思いますが、どちらが正しいのでしょうか。
- 鈴木(康)部会長 : どちらかが記載誤りだと思いますので、確認して訂正します。
- 藤田委員 : 指定調書案の4ページの追加指定範囲を示す図では、地番が見えません。土地を指定する場合、指定対象地の地番が図のどの部分に対応するか判別できることが重要ですので、地番や地割ラインが見えるように修正していただきたいと思います。
- 鈴木(康)部会長 : 御指摘ありがとうございます。この点についても修正を加えます。
- 濱田委員 : 松本古墳の築造年代について、従来考えられていた5世紀後半から、5世紀前半に遡る可能性が高いとの説明がありました。この点については、今回の調査審議過程で明らかになったのでしょうか。
- 鈴木(康)部会長 : そうです。
- 濱田委員 : 今回の追加指定に合わせて、築造年代に関する判断を変更した点について、指定調書案の所見に記載しなくてもよいでしょうか。
- 鈴木(康)部会長 : 松本古墳の築造年代については、埴輪の編年研究が進展し、近年は円筒埴輪の破片のみでもある程度推定できるようになったことを踏まえ、5世紀前半に遡る可能性が高いと考えましたが、断定できるまでには至っていないため、概要への記載にとどめました。所見に含めるかどうかにつきましては、改めて検討します。
- 福本会長 : ほかに御意見、御質問はありますか。  
(なし)
- 福本会長 : ないようでしたら、広島県史跡松本古墳の追加指定は適当である旨答申することに、御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 福本会長 : それでは、そのように取り計らいます。  
先ほどの御意見も踏まえて、この後の事務処理は事務局が行ってください。

## 2 議題 (3) 広島県重要文化財の指定について (諮問)

【以下については、非公開で議事を進めたが、令和2年3月16日の広島県教育委員会3月定例会において、指定することが決定されたため、公開する。】

- 福本会長 : 続いて、2の「議題」の(3)「広島県重要文化財の指定について」、広島県教育委員会から諮問を頂きたいと思います。
- 教育次長 : 広島県文化財保護審議会会長様、広島県重要文化財の指定について(諮問)、広島県文化財保護条例第3条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。よろしくお願ひします。(諮問書を会長に手交)
- 福本会長 : まず、2の「議題」の(3)の「広島県重要文化財の指定について」、諮問の趣旨を承知しておきたいと思います。  
事務局から説明してください。
- 文化財課長 : 資料番号3を御覧ください。  
福山市の宗教法人明王院から、広島県重要文化財指定申請書が提出されました。申請物件は、「木造弥勒菩薩坐像及び両脇侍(不動明王・愛染明王)坐像」です。この申請について、この審議会におきまして調査・審議していただくことが適当であるかどうか、事務局で検討した内容について御説明いたします。  
本文化財は、明王院の国宝五重塔の本尊であり、弥勒菩薩坐像、不動明王坐像、愛染明王坐像の3軀からなります。  
2ページの写真を御覧ください。いずれも優れた彫刻・彩色技術で制作されてい

ます。

近年の調査研究によって、中尊が弥勒菩薩像であることが判明したほか、五重塔の創建された貞和4年(1348)前後に制作されたと見られるようになり、本文化財は中世に遡る弥勒三尊像の県内唯一の彫像として位置付けられることとなりました。

更に、この三尊の組合せから、中世の明王院が奈良・西大寺との結び付きを有していたことの物証となる可能性も指摘されています。

以上の検討から、本文化財は、制作優秀であるとともに、南北朝時代前半の弥勒菩薩・不動明王・愛染明王の三尊像の県内唯一の完存例として、本県の彫刻史上の基準作に位置付けられることから、広島県有形文化財指定基準の「絵画・彫刻」の「(1) 各時代の遺品のうち制作優秀で本県の文化史上貴重なもの」及び「(2) 本県の彫刻史上特に意義のある資料となるもの」に該当すると考えられます。

事務局におきましては、この案件を、広島県文化財保護審議会に諮問し、指定の可否について調査・審議していただくことが適当であると判断いたしました。

以上でございます。

福本会長 : この案件の趣旨について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたら、御発言ください。

(なし)

福本会長 : ないようですので、広島県重要文化財の指定の可否について調査審議することといたします。

調査審議については、美術工芸部会に付託します。

事務局は、美術工芸部会と共に、調査審議を進めてください。

【以下、非公開】

## 2 議題 (4) その他

## 3 報告 (1) 文化財の部会審議状況について

【以下については、非公開で議事を進めたが、調査審議が終了したため、公開する。】

福本会長 : 次に、3の「報告」に移ります。

まず、(1)の厳島特別部会の審議状況について、岡崎厳島特別部会長職務代理者から説明してください。

岡崎部会長 : 資料番号5を御覧ください。

職務代理者 : 厳島特別部会の審議状況について報告します。

案件は、弥山登山道改修工事に係る現状変更についてでございます。

弥山登山道の紅葉谷弥山線歩道については、経年等による施設の劣化やき損が生じていることから、公園利用者等の安全な利用のため、広島県知事から、令和元年7月10日付けで、資料番号5の2ページ目にお示しした1～15号箇所及び17号箇所について、修繕・改良を行う現状変更申請書が提出されたものです。

特別史跡、特別名勝、天然記念物への影響について審議するため、厳島特別部会を開催しました。

審議の結果、申請者に対し、資料に書いてございます(a)～(d)の4点について修正を求めるとともに、(e)に示したとおり市教委の立会が必要と判断しました。

ただし、公園利用者の安全確保の点から現状変更を急ぐ必要があること、(a)、(b)、(d)については付随的な工事であることから、今回の申請に含める時間の余裕がない場合は、次年度以降に改めて申請することとして、当日議長を務めていただいた部会長職務代理者の確認を経て事務を進めることとしました。

申請者との協議により、(b)と(d)については来年度に対応することとしました。

以上でございます。

福本会長 : ただ今の説明について御意見・御質問がありましたら、御発言ください。

(なし)

【以下、非公開】

3 報告 (2) 文化財の現地調査状況について

3 報告 (3) その他

【 以上, 非公開 】

- 福本会長 : ないようですので、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これも、委員の皆様方の御協力の賜物であり、大変感謝しております。  
それでは、事務局から何かありましたら、お願いします。
- 文化財課  
課長代理 : 長時間にわたり、御協議ありがとうございました。以上で広島県文化財保護審議会  
の全ての議事を終了いたします。  
閉会に当たり、長谷川教育次長が御挨拶を申し上げます。
- 教育次長 : 広島県文化財保護審議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。  
委員の皆様には、長時間にわたり、終始御熱心に審議をしていただき、誠にありがとうございました。  
本日答申いただきました案件につきましては、指定等に向けた手続を進めてまいります。  
また、諮問いたしました案件及び継続審議の案件につきましても、よろしく願  
いいたします。  
改めまして、今後とも、引き続き、本県の文化財保護の発展のために御支援を賜  
りますようお願い申し上げますとともに、皆様の御健勝をお祈り申し上げます、  
御挨拶とさせていただきます。  
本日は、ありがとうございました。
- 文化財課  
課長代理 : 以上で広島県文化財保護審議会令和元年度第1回会議を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。